国土交通省出雲河川事務所及び斐伊川・神戸川総合開発工事事務所からのお知らせ

【資料提供先】

島根県県政記者会 出雲市政記者クラブ 出雲ケーブルビジョン

神戸川、斐伊川放水路等の斐伊川水系への編入について

今まで二級河川であった神戸川水系の全河川が、一級河川に指定され、斐伊川水系に編入されます。

中国山地の船通山に源を発し、島根県東部を貫流し日本海へ注ぐ斐伊川は、その沿川において古来より洪水被害に悩まされてきました。昭和47年7月の豪雨災害を契機として 抜本的な治水対策を計画し、上流の尾原ダム、下流の大橋川改修、二級河川神戸川へ洪水を分派する斐伊川放水路、また神戸川上流の志津見ダムを国の直轄事業として実施中です。

このたび、斐伊川放水路事業の進捗により、平成18年8月1日付けで斐伊川放水路及び神戸川水系の全河川を一級河川に指定し、斐伊川水系として総合的に管理することといたします。地元に親しまれている「神戸川」をはじめ、現在の河川の名称はそのままで、今まで二級河川であったものが今後は斐伊川水系に属する一級河川に全てなります。

また、今までは別図のとおり、斐伊川放水路の事業区間において輻輳する管理体制となっておりましたが、今回の一級河川指定により解消されます。

これに伴い、許認可等の窓口も別紙のとおり変更となります。神戸川に係る河川法許認可申請窓口の変更を一般市民の皆様方へ周知するため、今回添付した資料「神戸川の河川 法手続き窓口が変わります」を作成し、関係市町村役場及び公民館等へ掲示します。

国土交通省では、「安全で、誰もが安心して暮らせるための川づくり」をモットーに、 現在実施中である斐伊川放水路や志津見ダムをはじめとする治水対策を引き続き進めてい く所存です。今後とも、私たちの事業へより一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願 いいたします。

資料 新旧対照図 斐伊川水系略図(神戸川等編入範囲)・担当事務所窓口・「神戸川の河川法手続き窓口が変わります」

問合せ先

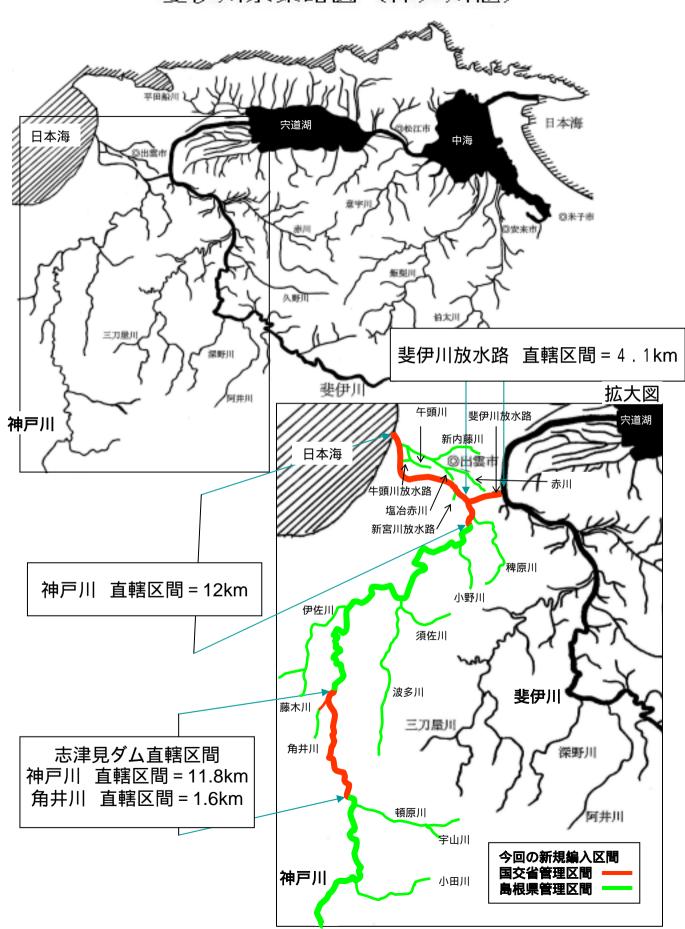
国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所 TEL 0853-21-1850(代) 副 所 長 土江 清司(内線)205 占用調整課長 玉木 良二(")341

国土交通省中国地方整備局 斐伊川・神戸川総合開発工事事務所 TEL 0853-21-1650(代) 副 所 長 松崎 恭久(内線)204

工務第一課長 大池 勝則(")311

新 旧 対 照 义 編入前 一級河川 斐伊川 THE STATE OF THE S 本 級河川 神戸川 市澤見多么 国土交通省事業区間 島根県管理区間 編入後 一級河川 斐伊川 A STATE OF THE STA 一級河川神戸川 诗海男女 国土交通省管理区間 島根県管理区間 *編入後の管理区間については別紙「斐伊川水系略図」参照

斐伊川水系略図 (神戸川他)



担 当 事 務 所 窓 口

1.国土交通省直轄区間

神戸川下流部及び斐伊川放水路

〒693-0023

出雲市塩冶有原町 5 - 1 国土交通省出雲河川事務所 占用調整課

TEL (0853)21-1850(代表)

FAX (0853)22-6117

E-mail izumo@cgr.mlit.go.jp

志津見ダム区間

〒693-0015

出雲市大津朝倉3-5-3 国土交通省斐伊川・神戸川総合開発工事事務所 工務第一課

TEL (0853)21-1650(代表)

FAX (0853)21-7304

E-mail hiikawa@lime.ocn.ne.jp

2.島根県管理区間

国土交通省直轄管理区間以外の神戸川本川及び各支川

・志津見ダムより下流

〒693-8511

出雲市大津町1139 島根県出雲県土整備事務所 維持管理部管理グループ

TEL (0853)30-5616(代表)

FAX (0853)24-3766

E-mail izumo-kendo@pref.shimane.lg.jp

・志津見ダムより上流

〒699-1396

雲南市木次町里方531-1 島根県雲南県土整備事務所 維持管理部管理グループ

TEL (0854)42-9587(代表)

FAX (0854)42-9653

E-mail unnan-kendo@pref.shimane.lg.jp

神戸川の河川法手続き「窓口」が変わります

国土交通省島根県

この度、平成18年8月1日付けで、二級水系であった神戸川水系が一級水系斐伊川水系に編入(一級河川指定)されました。

また、同時に斐伊川放水路(開削部)につきましても新たに一級河川指定されました。

これに伴い、河川法の規定に基づく水利使用や土地の占用、工作物の設置等に係る許認可申請・届出等(下記1.の例を参照して下さい。)について、国土交通省と島根県の受付窓口が下記2.及び右図のとおり変わりますので、お知らせします。

なお、新内藤川・波多川・頓原川等の各支川については、従来どおり島根県の各県土整備事 務所で申請書等を受け付けます。

- 1. 河川法許可申請書・河川使用届等の提出が必要な行為の例
- ①かんがい用水・養魚用水など、継続的に河川の流水を取水する場合
- ②河川区域内の土地を、広場・運動場等として継続的に使用する場合
- ③河川区域内の土地に、電柱・案内板等、工作物を設置する場合
- ④とんど・夏祭り・花火大会等のイベントで一時的に河川区域内の土地を使用する場合等
- 2. 各区間の河川法許可申請書・河川使用届等の提出先
- ① 神戸川河口より12kmまでの神戸川本川及び斐伊川放水路の区間 〒693-0023 出雲市塩冶有原町5-1 国土交通省出雲河川事務所 占用調整課 TEL (0853)21-1850(代表) FAX (0853)22-6117 E-mail izumo@cgr,mlit,go,jp
- ② 神戸川河口より12kmから志津見ダムの区間までの神戸川本川及び各支川〒693-8511
 出雲市大津町1139 島根県出雲県土整備事務所 維持管理部 管理グループTEL (0853)30-5616(代表) FAX (0853)24-3766
 E-mail izumo-kendo@pref.shimane.lg.jp
- ③ 志津見ダムの区間の神戸川本川及び角井川〒693-0015
 出雲市大津朝倉3-5-3 国土交通省斐伊川・神戸川総合開発工事事務所 工務第一課TEL (0853) 21-1650(代表) FAX (0853) 21-7304
 E-mail hiikawa@lime.ocn.ne.jp
- ④ 志津見ダムの区間から上流の神戸川本川及び各支川 〒699-1396
 雲南市木次町里方531-1 島根県雲南県土整備事務所 維持管理部 管理グループ TEL (0854) 42-9587 (代表) FAX (0854) 42-9653
 E-mail unnan-kendo@pref.shimane.lg.jp

*国土交通省と島根県の受付窓口変更図

